

◎議 事 日 程（第5号）

平成19年12月21日（金曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 意見書案第9号 地方税財源の拡充についての意見書について
- 日程第3 議案第59号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第60号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第61号 愛西市乳幼児医療費支給条例の一部改正について
- 日程第6 議案第62号 愛西市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第63号 愛西市障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第8 議案第64号 愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第65号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第66号 愛西市老人医療費支給条例の廃止について
- 日程第11 議案第67号 愛西市勝幡地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第68号 愛西市町方地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第69号 愛西市川渕地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第70号 愛西市草平地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第71号 愛西市藤浪地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第72号 愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第75号 平成19年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第76号 平成19年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第77号 平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第78号 平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第79号 平成19年度愛西市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 請願第2号 子どもの医療費無料化を中学校卒業まで拡大することを求める請願について

- 日程第23 陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について
- 日程第24 陳情第15号 深刻な医師不足打開のための法制定を求める陳情について
- 日程第25 陳情第16号 看護職員確保法の改正を求める陳情について
- 日程第26 陳情第17号 川北町地内の広域農道計画の陳情について
- 日程第27 陳情第18号 「現行保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額」を求める意見書提出の陳情について
- 日程第28 陳情第19号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情について
- 日程第29 陳情第20号 原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書の提出についての陳情について
-

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第29までの各事件

- 追加日程第1 意見書案第10号 深刻な医師不足打開のための法制定を求める意見書について
- 追加日程第2 意見書案第11号 看護職員確保法の改正を求める意見書について
- 追加日程第3 意見書案第12号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書について
- 追加日程第4 意見書案第13号 原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書について
-

◎出席議員（28名）

1番	前田 芙美子 君	2番	鷲野 聡明 君
3番	三輪 久之 君	4番	日永 貴章 君
5番	吉川 三津子 君	6番	榎本 雅夫 君
7番	岩間 泰彦 君	8番	田中 秀彦 君
9番	村上 守国 君	10番	真野 和久 君
11番	鬼頭 勝治 君	13番	近藤 健一 君
14番	小沢 照子 君	15番	後藤 和巳 君
16番	堀田 清 君	17番	加藤 和之 君
18番	古江 寛昭 君	19番	大島 功 君
20番	大宮 吉満 君	21番	永井 千年 君
22番	黒田 国昭 君	23番	中村 文子 君
24番	加藤 敏彦 君	25番	加賀 博 君
26番	宮本 和子 君	27番	石崎 たか子 君
29番	太田 芳郎 君	30番	柴田 義継 君

◎欠 席 議 員（2名）

12番 八 木 一 君

28番 佐 藤 勇 君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
教 育 長	五 富 利 清 彦 君	会 計 室 長	杉 山 政 男 君
総 務 部 長	中 野 正 三 君	企 画 部 長	石 原 光 君
教 育 部 長	水 谷 洋 治 君	経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君
上 下 水 道 部 長	若 山 富 士 夫 君	市 民 生 活 ・ 保 健 部 長	八 木 富 夫 君
福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君	消 防 長	古 川 一 己 君
佐 屋 総 合 支 所 長	藤 松 岳 文 君	立 田 総 合 支 所 長	飯 田 十 志 博 君
八 開 総 合 支 所 長	水 谷 正 君	佐 織 総 合 支 所 長	伊 藤 忠 俊 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 伊 藤 辰 雄
書 記 田 尾 武 広

議 事 課 長 服 部 秀 三

午前10時00分 開議

○副議長（小沢照子君）

おはようございます。

ただいま局長の方より御説明がございましたように、本日、議長にかわりまして議事の取り回しをさせていただくことになりました。何分ふなれでございますので、御迷惑をおかけいたすかと思いますが、皆様の寛大なお気持ちで御協力を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

本日は、御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。

12番・八木一議員と、28番・佐藤勇議員は欠席届が出ております。よろしく願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日、追加議案が提出されましたため、開会前に議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（柴田義継君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として意見書案第9号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日審議願うことに決定いたしました。よろしく願いいたします。

以上、報告を終わります。

○副議長（小沢照子君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○副議長（小沢照子君）

それでは、日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託しました議案等につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務委員長から報告をお願いいたします。

○総務委員長（太田芳郎君）

それでは、総務委員会の結果を報告させていただきます。

総務委員会は、去る12月17日午前10時から開催し、当委員会に付託をされました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付いただいておりますように、議案第59号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、地域手当の

説明についての質問がありました。答弁といたしまして、給与水準と物価を考慮して国が決めるものですが、算出の計算方式は国からおりてきていないので、今後調査したいと思えますということでありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第67号から議案第71号につきましては、一括議題といたしました。賛成討論として、かねてからコミュニティセンターの指定管理については、地域の方々に管理をしていただくということで賛成をしてきました。これからもこういう形で、地元の交流センターとして地域に管理をしていただくということはいいことだと思いますが、いろんな要望と運営に対する改善策とかをよく聞いて、これからの運営をお願いしますという御意見でありました。採決の結果、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号は、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号：平成19年度愛西市一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、今後の利率の見込みについて質問がありました。国の方や世界の動きがはっきりしないので、運用が今後どのくらい見込めるかということはその状況によって変わりますので、愛西市としては少しでも有利になるような考え方で行っていきたいと考えているという答弁でありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

#### ○副議長（小沢照子君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればお受けをいたします。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉委員長、報告をお願いいたします。

#### ○文教福祉委員長（大宮吉満君）

文教福祉委員会の結果を報告いたします。

文教福祉委員会は12月18日午前10時から開催いたしまして、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、まず請願第2号：子どもの医療費無料化を中学校卒業まで拡大することを求める請願につきましては、反対討論といたしまして、乳幼児医療費助成の対象を現在の就学前までから中学校卒業までに拡大することは、経常的な経費負担を強いられることになるわけです。一方市においては、現在よりさらに財源の持ち出しをして、通院医療の助成を単独で対象枠の拡大をする内容の条例の一部改正案を本定例会に提案されています。このような状況であるから本請願には反対しますという御意見がありました。また、賛成討論として、今議会でも子供の医療費を拡大していただきましたことは、署名に取り組んだ人たちも喜んでいました。しかし、通院を中学校卒業までの拡大が、弥富市を初め17市町村が拡大しました。このような状況であるので、この請願を採択し意見書の提出を求めるものですという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

議案第60号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、滞納者にかかる天引き

の取り扱いはこの質問に対しまして、基本的には国の示した方針に沿っていくという答弁でした。反対討論として、この制度を導入すべきでないというのが基本的な判断です。したがって、国が法律で特別徴収を決めたからといって、市は条例を定めなければ特別徴収はできないわけでありますので、こういう条例をつくることには反対したいと思っておりますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第61号：愛西市乳幼児医療費支給条例の一部改正につきましては、小学校4年生から中学校卒業までの入院者数を何人とみなして試算しているのかという質問に対しまして、影響ある推計人口をもとに4,200名を対象としているとの答弁でした。賛成討論として、子供の医療費が入通院を就学前から通院小学3年生まで、入院は中学3年まで拡大することは、子育て中の父母に大変喜ばれています。県下では17市町村が入通院を中学校卒業まで拡大しているのので、今後、中学校卒業まで拡大していただくよう要望して賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第62号：愛西市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正及び議案第63号：愛西市障害者医療費支給条例の一部改正につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第64号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、反対討論として、市として左岸の一体的な整備を要望する以上、今回についてはこの議会で議決すべきではないと考えます。改めて市民の意見を聞き、議会の中でも議論して、その要望をまとめて国に言うべきであると思っておりますのでこの議案に反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第66号：愛西市老人医療費支給条例の廃止につきましては、反対討論として、医療費の負担割合が2割になれば対象者がいるわけですので、県にこの制度を引き続き継続するよう求め、県が行わない場合は市の単独事業として行うべきですという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第75号：平成19年度愛西市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、学校に寄附金を受けることによって予算に影響は出るかという質問に対しまして、影響は出ないが、学校側は移動式の放送設備、プログラムチャイム、校旗、図書希望していますという答弁でした。また、児童館の役割について質問がありました。対象年齢は0歳から18歳までで、遊びを通じて子供を健全育成する場所ですという答弁でした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第76号：平成19年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、電算業務委託料の説明の求めに対し、特定健診にかかる受診券の発行業務と、一部負担金の割合を2割から1割に1年間据え置くためのシステム改修ですという答弁でした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第77号：平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましても、全員賛成で原案のとおり可決されました。

陳情第14号：介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情につきましては、反対討論として、国も地方も厳しい財政状況の中、陳情書にあるように公助だけを優先させるのではなく、自助努力もやむを得ないと思うので、この陳情に反対しますという御意見がありました。賛成討論として、この陳情は介護・福祉・医療などの社会保障の施策拡充に必要な切実な要望であると思いますので賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

陳情第15号：深刻な医師不足打開のための法制定を求める陳情につきましては、賛成討論として、法律で医師確保をつくっていく必要があると思うので、医師確保を求める陳情については賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で採択と決しました。

陳情第16号：看護職員確保法の改正を求める陳情につきましては、賛成討論として、基本方針というガイドラインではなく、法律で定めることが必要であると思うのでこの陳情には賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で採択と決しました。

陳情第18号：「現行保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額」を求める意見書提出の陳情につきましては、反対討論として、直接契約や最低基準の見直しなど、規制緩和を図ることにより質の高いサービスを受けることができる可能性が高くなると思うので、国の議論を見てもいいと思うのでこの陳情に賛成しかねますという御意見がありました。賛成討論として、国は次世代育成支援対策や少子化対策を掲げていますが、公立保育所運営費などの一般財源化を進め、自治体に大きな負担を強いています。国として、子育て支援対策などの予算の大幅な増額を求めるこの陳情には賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

陳情第19号：保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情につきましては、賛成討論として、保険のきく枠を拡大して、患者負担をふやすことなく、よりよい歯科医療をとということが本陳情の内容ですので、国及び政府に意見書を提出するこの陳情には賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で採択と決しました。

陳情第20号：原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書の提出についての陳情につきましては、賛成討論として、裁判ではすべての国の基準については妥当性がないので見直す必要があると6回の判決が出ています。26万人近い被爆者がありながら、原爆症と認定されている人は2,000人にしか過ぎません。被害の実態に即した認定基準に抜本的に改めることを求めるこの陳情には賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で採択と決しました。

以上、報告を終わります。

#### ○副議長（小沢照子君）

それでは、ただいまの委員長報告に対する質疑があればお受けをいたします。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

最後に、経済建設委員長、報告をお願いいたします。

#### ○経済建設委員長（加賀 博君）

経済建設委員会の結果を報告いたします。

経済建設委員会は12月19日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第65号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、立田地区の使用料金を統一する予定はあるかという質問に対しまして、合併協議会の方で均衡を保てるように調整する形になっていますので、地区協議会の方で検討賜りたいと思いますという答弁でありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第72号：愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定につきましては、今後の見通しとして、売り上げの伸び、客数などは、市としてどのような見方をされているのかという質問に対しまして、16年12月15日から翌年の3月31日現在で8,200万円、17年度は3億3,600万円、18年度は3億9,400万円で、上り勾配になっています。また、客数につきましては、レジ枚数で期間の短い16年度は5万7,916枚、17年度が23万8,512枚、18年度は27万2,783枚であるが、人の数にするとざっとこの3倍の方が見えているのではないかと予想されますという答弁でありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第75号：平成19年度愛西市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、強い農業づくり事業の補助率について質問がありました。消費税分は補助対象にならず、税抜き分の価格の2分の1が補助対象であるので、補助率としては2分の1ということだそうですという答弁でありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第78号：平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第79号：平成19年度愛西市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収入の増額補正は佐織地区の値上げであるが、世帯平均ではどのくらいか。また、来年度の単年度収支は黒字になるか、まだ赤字なのかという質問に対しまして、1世帯当たりの平均は、2ヵ月で約1,000円ほどの値上げで、20年度の収支はまだ500万円ほどの損失が出る見込みであるという答弁でありました。反対討論として、値上げの必要性もありますが、市民生活の状況を見ると大変厳しい状況であるので値上げをすべきではないと考え、また値上げの条例案に反対しましたので、この補正予算についても反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

陳情第17号：川北町地内の広域農道計画の陳情につきましては、担当課長より、平成19年9月20日の経済建設委員会において、市長より、広域農道の両側歩道につきましては、旧八開村で買収したところは市単独で工事をするが、今後については単独での買収、工事は行わないと確認されているとの説明がありました。また、黒田委員より陳情についての趣旨説明をいただきました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上で報告を終わります。



○副議長（小沢照子君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればお受けをいたします。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもちまして常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・意見書案第9号（提案説明・質疑・討論・採決）

○副議長（小沢照子君）

次に、日程第2・意見書案第9号：地方税財源の拡充についての意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○29番（太田芳郎君）

地方税財源の拡充についての意見書（案）でございます。

この件の経緯につきましては皆さん方御承知のとおりでありますので、要点のみを朗読し説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

国におきましては、真の地方分権の実現に向けて、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が役割に応じた税財源を確保するため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望するものであります。

記といたしまして、1番目に、地方法人二税の見直しをやめ、大幅削減によって財源保障・財源調整機能が低下している地方交付税の復元・充実を図ること。2番目といたしまして、地方交付税の特別枠など地域間格差への対応は、不交付団体の超過財源ではなく、国の責任と財源において行うこと。三つ目といたしまして、地方の自主性と自立性を高める権限移譲を行うとともに、地方税の原則を踏まえた国から地方への税源移譲を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。平成19年12月、愛知県愛西市議会。提出先におきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣であります。

以上であります。よろしくお願いをいたします。

○副議長（小沢照子君）

次に、意見書案第9号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

意見書案第9号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって意見書案第9号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、意見書案第9号について、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。10番・真野和久議員。

○10番（真野和久君）

それでは、意見書案第9号：地方税財源の拡充についての意見書の提出についてについて、賛成の討論を行います。

この意見書の中にもあるように、現在、地方では大変な経済状況に陥っています。その大きな原因は、政府の地方交付税の大幅な削減によるものであります。政府はこれまでも地方交付税について、税源不足になっているにもかかわらず、その税源の確保を行わずに借金と、また一方では基準の見直しなどで削減を行ってまいりました。それと同時に、今の改革などのおかげ、これも特に小泉内閣以降の改革の中で、地方の疲弊はますます大きなものとなっています。

こうした中で、今回、地方法人二税の見直しを行って、その分を地方に回すというような政府の考え方は余りにも身勝手であり、やはり本来の再配分と均衡を確保するための地方交付税をしっかりと確保し、それを保障する政策こそが施行されるべきだというふうに考えます。

以上の点からも、この地方財源の拡充についての意見書について賛成をいたします。

○副議長（小沢照子君）

他に賛成討論ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第9号を採決いたします。

意見書案第9号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第9号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第3・議案第59号（討論・採決）

#### ○副議長（小沢照子君）

次に、日程第3・議案第59号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第59号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

今回の給与条例の改正については、扶養手当の拡充や勤勉手当の引き上げなどについては賛成できますが、しかし問題なのは地域手当の削減であります。

そもそもこの地域手当の創設は、2005年の人事院勧告で国家公務員の基本給与を平均4.8%引き下げる、この代償として導入をされたものでありました。そして現在、愛西市では8%ありますが、国の基準では、この愛西市は6級地3%というふうに指定をされています。国は国家公務員の準拠の刷新として、給与制度は国の制度の適用を求めて、給与水準も地域の民間水準に従うということを行っています。

そうした中で、当愛西市は6級地と国は指定していますが、しかしその具体的な根拠に関しては、委員会の質問の中でも明らかにされていません。そうした点でも、地方自治体それぞれが給与を基本自主的に決めていくという点でも大きな問題がありますし、またこうした引き上げ、公務員給与の引き下げは地域の民間の水準そのものに対しても引き下げと格差拡大に拍車をかけていく、そうした動きにもなってしまいます。そうした点でも大きな問題点があると指摘できます。

以上の点から、今回の条例の改正については反対をいたします。

○副議長（小沢照子君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

8番・田中秀彦議員、どうぞ。

○8番（田中秀彦君）

議案第59号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

この議案は、国の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定がなされたのに伴い改正する必要があるとの提案理由であります。

本来、地方自治のあり方、地方分権からすれば、各地方自治体が財政状況を考慮し決定すべき事項と考えます。先回の総務委員会、議案質疑におきました中で、総務部長は、地方自治体にはよって立つ基準値がないので、国の示した基準に準じた改定を行ってきているところであるとの答弁でございました。現在の地方自治体のあり方では、国の改定基準に従うのもやむを得ないのかなと理解いたしたところがございます。

しかし、今回の改定内容のうち、勤勉手当は合併後一律に支給しておるという御答弁でございましたが、来年度より一律支給を見直したいというような答弁がございました。勤勉手当は能力給の要素が含まれていますので、2ないし3段階に分け、能力に応じた、仕事に応じた支給方法をできるだけ早期に実施することを要望し、賛成討論といたします。

○副議長（小沢照子君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第59号を採決いたします。

議案第59号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第60号（討論・採決）

○副議長（小沢照子君）

次に、日程第4・議案第60号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第60号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について、討論を行います。

今回、この条例の改正の中で、65歳から74歳の方の国保税を年金から天引きする特別徴収の提案がされております。年金額1万5,000円以上の方が対象となっておりますが、介護保険と合わせて年金の2分の1までは天引きするという内容になります。

年金で生活してみえる方にとって、一方的に国保税を天引きされることは、年金額が少ない方にとっては大変不安なことであり、税金を現金で納めるのか、口座振替にするのか、これまでは納税者の意思に基づいて行われてきましたが、今回、年金生活者に不安を与え、また納税者の権利を無視するような、このような条例の改正については反対をいたします。以上です。

○副議長（小沢照子君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方は、どうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第60号を採決いたします。

議案第60号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数でございます。よって、議案第60号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第61号（討論・採決）

○副議長（小沢照子君）

次に、日程第5・議案第61号：愛西市乳幼児医療費支給条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、最初に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第61号：愛西市乳幼児医療費支給に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

医療や教育は、すべての子供たちに平等に与えられなければなりません。そういった意味で、この議案は大きな前進です。しかし、質疑の折にも申しましたように、今の子育て環境は大変複雑な問題を抱えています。病院を転々とすることで、一生懸命子育てをしているんだと自分を納得させたり、病院にかかるほどでもないのに、安心を得たくて複数の病院にかかるなど、たくさんの事例があります。

4月から地域で使える子育て支援事業として、ファミリーサポートセンター事業が始まりました。子育ての総合援助活動としてのスタートであります。育児不安や虐待などの防止のためにも、子育てが孤立しない施策にも一層力を注いでいただくことをお願いして、賛成の討論いたします。

○副議長（小沢照子君）

次に、6番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○6番（榎本雅夫君）

議案第61号：愛西市乳幼児医療費支給条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

子育てにかかる経済的支援を求める声が多い中、医療費助成の拡大については今まで一般質問でも要望してまいりました。子供の医療費は、子育てをする世代にとって、家計に大きな負担をいたします。この負担を軽減して、安心して子育てのできる環境にすることは、少子化社会を迎えた今日、極めて重要な施策であります。

今回の支給条例の改正で、通院は小学校3年生、入院は中学校3年生までの医療費の助成拡大は、大変うれしいことでもあります。今後とも、愛西市の子育て支援の積極的な取り組みを要望し、賛成討論いたします。以上です。

○副議長（小沢照子君）

次に、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

愛西市乳幼児医療費支給条例の一部改正についての賛成討論を行います。

子育てで一番心配なのは、子供が病気にかかることだと思います。子供の医療費が、通入院が就学前から通院小学校3年生まで、入院は中学3年生まで拡大することは、子育て中の父母の皆さんに喜ばれることです。

弥富市を初め、県下では17市町村が通院・入院が中学校卒業まで拡大しているということで、多くの父母は中学校卒業まで拡大してほしいと願っております。ぜひ今後、中学校卒業まで拡大していただくよう要望いたします。

小学4年から中学校卒業までの入院が償還払いとなっております。まず入院費の3割分を負担し、申請してから3ヵ月後に振り込まれるということになります。ただでさえ立てかえるお金のない若い人たちは大変です。長期入院になれば、ますます負担が増大します。せっかくの制度が利用しにくいものになってしまいます。利用者の立場に立った制度にするために、ぜひ償還払いを現物支給にさせていただきたいと要望いたしまして、賛成討論といたします。

○副議長（小沢照子君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第61号を採決いたします。

議案第61号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第62号（討論・採決）

○副議長（小沢照子君）

次に、日程第6・議案第62号：愛西市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第62号を採決いたします。

議案第62号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第63号（討論・採決）

○副議長（小沢照子君）

次に、日程第7・議案第63号：愛西市障害者医療費支給条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第63号を採決いたします。

議案第63号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第64号（討論・採決）

○副議長（小沢照子君）

次に、日程第8・議案第64号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

議案第64号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての反対討論を行います。

市は国が11月29日に発表を行いました、今後30年間の整備目標や具体的な工事内容を盛り込んだ木曾川水系河川整備計画（原案）の作成前に、国の意見聴取に対して、総合計画で葛木・給父など木曾川左岸の河川敷についてもスポーツ施設など愛西市民が日常的に利用できる交流

拠点として整備していただくよう期待している。スポーツ施設、レクリエーション施設、憩いの場を都市公園として早期の整備を期待します。例としては、陸上競技場を併設したサッカー場などをお願いできたらなどと意見を述べています。その結果、この原案では八開グラウンドの場所が愛西市総合グラウンドとして地図に描かれています。名称からして、当然、市が管理するものと想定ができます。

こうした要望をする一方で、今回、合併で市内のほかの施設も利用できるようになり、地元利用が少ないし、草刈り、整地など管理が大変だという理由で八開グラウンドを返還すること、管理が大変だから占有契約は解除します。あとは国で整備してくださいでは、グラウンド一つ管理できないということでは、市の整備要望の熱意が疑われると思います。副市長の言葉をかりれば、身勝手と思われるのではないのでしょうか。

国の計画は3月末策定を目指しています。今必要なことは、慌てて返還するのではなくて、市民の要望をもっとよく聞いて、より具体的な計画をつくって国に熱意をもって伝えるべきです。したがって、3月末の契約は当面延長して、市の計画の具体化を図るべきです。今、八開木曾川グラウンドを廃止するべきではありません。

以上、反対討論といたします。

○副議長（小沢照子君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、8番・田中秀彦議員、どうぞ。

○8番（田中秀彦君）

議案第64号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

八開木曾川グラウンドは、旧八開村当時、学校運動場の利用が難しいなどの理由で、いつでも自由に使えるグラウンドや広場が欲しいとの趣旨で、当時、八開村が建設省、現在は国土交通省木曾川下流河川事務所より東海大橋周辺河川敷の占有許可を受け、八開村が野球場2面と周辺広場を整備し、少年野球や各種スポーツ団体、レクリエーションの場として、村民や他地域の住民に利用してきていただいたところであります。

しかし近年、グラウンド内をオフロードコースとして二輪車や四輪車が走り回ってグラウンドを荒らし、ゴルフの練習場として使用したり、またごみの不法投棄が非常に多く、ごみ処理に公費を使用しておる現状でございます。また、車両進入防止のために鉄柱と鎖を設けましても、その鎖を切断し進入防止ができないというような現状であると聞いております。このような維持管理が大変困難な状況である理由で、今回、占有許可更新を期に、国土交通省へ契約を解除し返却をしたいとの提案でございます。

なお、私たち旧八開村民にとっては、このグラウンド整備に関して、汗を流して整備をし、かつ利用してきた者にとっては大変残念でありますし、寂しい限りでございます。返却の話が

出た当時は、利用団体、あるいは一部総代より、どうして返却するんだとか、何か方法はないのかとの種々いろんな話がございました。

しかし、さきにも述べた維持管理上の問題と、ここ三、四年、利用状況が愛西市民の団体においては10%以下である、あとは他市町村の団体が使用しておるなどの理由を、今利用してみえる団体の方、あるいは総代代表者の方、その他各種団体の方に、教育課の担当者の方と説明を時間をかけてさせていただきました。その結果、今回返却はやむを得ないということで御理解をし納得していただいたところでございます。

ただし、今回、八開木曾川グラウンドを返却するに対し、2点強く要望がございました。

1点目は、総代代表者4名、それから我々地区市会議員4名、それから利用団体、各種団体の代表者の総意といたしまして、東海大橋周辺河川敷を近隣地域レクリエーション広場、あるいはグラウンドとして、かつ防災センターが隣接にございます。その防災センターの予備拠点として、できる限り早期に整備をしていただくよう、国土交通省へ市長名で要望書を出していただきたいというのが1点でございます。

2点目は、今までこのグラウンドを利用してきておられましたスポーツ団体より、特に今佐織グラウンドを使用したいという要望がございましたのですが、そのときに支障のないように、八開支所、あるいは教育課に協力を当面はお願いをしたいという要望でございます。

この2点を実行していただくことを要望し、賛成討論いたします。

以上でございます。

○副議長（小沢照子君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第64号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

委員会でも、行政の方で管理がし切れないということ、そして地元も閉鎖することに納得しているということでの河川敷のグラウンドの返還であると思います。委員会の中でも、今後の河川敷利用について触れられておりましたので、環境活動にかかわる立場として少し意見を述べさせていただきます。

国の施策は、川は危険だから近寄らないという考え方から、川に近づいて親しむといった考え方に方向転換がされております。木曾川付近には、全国に誇れる自然が残っております。絶滅危惧種の図鑑を調べると、写真の撮影場所に「海部郡立田村」という文字がたくさん見られます。しかし、市民の皆さんは愛西市にそういった場所が残っていることをご存じありません。木曾川河川敷整備事業の案づくりが始まっているようですが、保護しつつ市民が誇れる場所となることを望んでいます。

そのためには、保護するエリア、そして人が自然と触れ合うエリアなどの区分けが必要であり、貴重な生態系が残っている場所、閘門公園から鵜戸川を含めた木曾川付近の保護及び活用については、愛西市として調査が必要だと考えております。そういった調査のもと、国土交通

省に市としての要望をしていただきたい。つまり、慎重に、そしてなおそれに加え積極的にこの問題にかかわっていただきたいということで、一言お願いをして賛成討論といたします。

○副議長（小沢照子君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第64号を採決いたします。

議案第64号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第65号（討論・採決）

○副議長（小沢照子君）

次に、日程第9・議案第65号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、最初に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第65号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

今議会で、使用料の地域格差についても触れられました。この問題につきましては、立田の協議会の中で、当局は、独立採算制でスタートしているのでそれを尊重するとか、平等が原則とか、一貫した方針は示されておりました。

今回、早尾地区で新たな利用料が決まりましたが、佐屋川の東の新興住宅では農業集落排水にするのか、他の方法でするのかの議論が当初あったかと思えます。市民の方々も、農業集落排水ですることと全く抵抗がなかったわけではなく、村行政から各地域で独立採算制で行い、早尾地区は世帯数が多いから他の地区に比べ使用料が大変安くなるはずということで理解が求められた経緯があります。そういった経緯から、料金を統一することに理解を得ることは大変難しい状況にあると思えます。

こういった背景も踏まえ、慎重に対処していただくことをお願いして、賛成討論といたします。

○副議長（小沢照子君）

次に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

賛成討論を行います。

今回の使用料金の設定は、今、吉川議員が触れましたように、10月9日に行われた立田地区の推進協議会の議を経て提案をされています。推進協議会では、当初、1人当たり料金が550円と提案されましたが、電気代の積算誤りが見つかり、再計算されて450円と再提案された経緯がありました。結果として、最も利用料金が多い地区としてのスケールメリットがあり、立田地区では一番低い料金となりました。

その議論の中でも、1世帯当たりの基本料金と1人当たり利用料金の分け方に法則性がなく、地区ごとにばらばらであることが明確になりました。一般質問でも質疑がありましたが、22年以降の管理方式、料金の設定の仕方の統一が議論をされておりますが、原則は市民の負担がふえない方向で検討を進められるよう強く要望して、賛成討論といたします。

○副議長（小沢照子君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第65号を採決いたします。

議案第65号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員でございます。よって、議案第65号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第66号（討論・採決）

○副議長（小沢照子君）

次に、日程第10・議案第66号：愛西市老人医療費支給条例の廃止についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

議案第66号：愛西市老人医療費支給条例の廃止についての反対討論を行います。

この制度は、県が独自の高齢者の医療費助成制度として長年続けてきましたが、相次ぐ国の医療制度の改悪の中で、老人保健の医療費が1割負担となり補助対象外となりました。支給実態がなくなってしまいました。県が廃止するので愛西市も廃止するということではありますが、高齢者にとって医療費負担が増大し、医者にかかりたくてもかかれない状況を生み出しています。

今後、後期高齢者医療制度ではすべての後期高齢者から高額な保険料を徴収し年金から天引き、滞納した場合は保険証を取り上げる仕組みが導入されます。医療費の負担割合が2割にな

れば対象者があるわけですので、県にこの制度を引き続き継続するよう求め、県が行わない場合は市の独自事業として行うべきです。

以上申し上げまして、反対討論といたします。

○副議長（小沢照子君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第66号を採決いたします。

議案第66号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決決定といたします。

ここで、お諮りいたします。

時間も大分経過いたしておりますので、休憩をとりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

それでは、10分程度の休憩としまして、11時15分再開といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○副議長（小沢照子君）

休憩を解き、再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第67号から日程第15・議案第71号まで（討論・採決）

○副議長（小沢照子君）

日程第11・議案第67号：愛西市勝幡地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから、日程第15・議案第71号：愛西市藤浪地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてまでを会議規則第34条の規定により一括議題として討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、10番・真野和久議員、どうぞ。

#### ○10番（真野和久君）

それでは、議案第67号：愛西市勝幡地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから71号までについての一括した賛成討論を行います。

この地域防災コミュニティセンターの指定管理については、佐織町時代から検討され、また現在、今回再委託という形で提案をされています。この地域防災コミュニティセンターについては、コミュニティー推進協議会を中心として、その地域でさまざまな行事が行われ、地域交流の拠点となっています。当然、そういう中で指定管理として、その地域の方々が使いやすいように、またコミュニティー活動がやりやすいようにという意味での指定管理として、このケースについては、私たちは賛成をいたします。

ただ問題なのは、やはりこうした指定管理が市の経費の削減という視点のみが強調されていくと、さまざまな矛盾が出てまいります。特に、現在でも管理人を置きたいという要望は強く、またそれぞれの地域コミュニティセンターで置かれている現状がありますが、その管理人のいる時間も短く、またその方々の給与についても大変低いという現状もあります。そうした点についてもやはり委託料を充実していくことが必要ではないでしょうか。

愛西市としては、安く上げるということではなくて、地域活動が十分にやっていけるように、また地域の交流活動が活発になるようにという視点から、委託料を充実し、またさまざまな設備についても地域の実情に応じて施設の改善等にも相談に乗るように求めまして、賛成をいたします。

#### ○副議長（小沢照子君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、採決は個々に行います。

議案第67号を採決いたします。

議案第67号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、議案第68号を採決いたします。

議案第68号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、議案第69号を採決いたします。

議案第69号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、議案第70号を採決いたします。

議案第70号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第71号を採決いたします。

議案第71号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第72号（討論・採決）

○副議長（小沢照子君）

次に、日程第16・議案第72号：愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第72号：愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論させていただきます。

立田ふれあいの里にはたくさんの方が市外からも訪れ、愛西市の顔となりつつあります。

当局に一つ、こういった視点でも考えていただきたいということで、提案ですが、お聞きいただきたいと思えます。

先日もテレビで、地域の小さな小売店やスーパーがどんどん閉店している問題を取り上げておりました。この施設ができる時、立田議会で私は、行政が運営する施設で民の圧迫があつてはならないと意見をずうっと述べさせていただきました。

指定管理者の方々は、少しでも売り上げを伸ばす努力をされるのは当然ですが、小売店への配慮はなかなかできるものではありません。そういったことを配慮するのは、委託者である行政の役割だと私は考えております。施設への投資がなく、駐車場などの整備も税金で賄われ、民間に比べとてもよい条件で経営されております。消費者からは、一般雑貨も置いてほしいとかいろいろな要望があると思いますが、一般の民間経営者の皆さんのことも配慮した運営をお願いして、賛成討論いたします。

○副議長（小沢照子君）

他に賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第72号を採決いたします。

議案第72号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第75号（討論・採決）

○副議長（小沢照子君）

次に、日程第17・議案第75号：平成19年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

平成19年度愛西市一般会計補正予算について、反対の立場で討論させていただきます。

斎場問題、児童館問題を例に挙げ、事業計画ができ上がるまでのプロセスについて、議会で何度か質問をさせていただきました。財源があれば、私も立派な斎場や児童館をつくることには大賛成です。しかし、愛西市の将来的な財政状況は決して明るいものではありません。また、今議会でも明らかになりましたが、公立保育園の耐震補修もまだできていない。給食センターの老朽化も目前、八開の上水道関連の補修も必要、流域下水道の一般会計からの持ち出しも将来的に大きなものになるなど、たくさんの大きな支出が待ち構えております。そして、それに加え今議会では、市長は4庁舎統合を表明されました。こういった背景もあり、私は放課後子どもプランの中で児童館の位置づけについて質問をし続けてまいりましたが、明快な回答はいただいております。多くの自治体では、空き教室を利用したり、学校の敷地内に新たな施設をつくったり、合併による余った施設を利用するなど、さまざまな工夫がされております。また、放課後子ども教室を始めたら学童クラブの利用人数が減ってしまったとの問題も起きています。愛西市において、そういった分析はどうなっているのでしょうか。

私も学童保育は学校生活と切り離してする方がよいと考えておりますが、子供を傷つける事件がこれだけ起き続けている社会背景や、財政的な問題から、そしてまた運動場という宝物が学校にはあるということから、子供が学校で放課後を過ごすことに、安心・安全といった大きなメリットがあると考えております。

放課後子どもプランが、児童館の敷地において必要以上に今回敷地が購入されていると感じております。また、放課後子どもプランの中での児童館の位置づけや、公債費や維持管理費の財源など、どこから捻出するのかの説明も大変不十分であり、地方自治法で言われている小さな投資で大きな効果を得る努力に欠けていると私は考えております。

そして、最後にもう一つ申し上げたいのは、先日中日新聞にも載りましたが、公立高校に通

う子供たちさえ学費を払うことができなくなっているのが現状であり、かなりの勢いで市民の間での経済的な格差が広がっております。この経済的格差という視点を持ち、税金が有効に使われることをお願いして、私の反対討論といたします。

○副議長（小沢照子君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第75号を採決いたします。

議案第75号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第76号（討論・採決）

○副議長（小沢照子君）

次に、日程第18・議案第76号：平成19年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第76号を採決いたします。

議案第76号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第77号（討論・採決）

○副議長（小沢照子君）



次に、日程第19・議案第77号：平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第77号を採決いたします。

議案第77号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第78号（討論・採決）

○副議長（小沢照子君）

次に、日程第20・議案第78号：平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第78号を採決いたします。

議案第78号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第79号（討論・採決）

○副議長（小沢照子君）

次に、日程第21・議案第79号：平成19年度愛西市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第79号：平成19年度愛西市水道事業会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

この補正予算では、佐織地区の水道事業について、9月より平均18%の値上げが行われました。この値上げ分が計上されております。

この値上げの条例の審議において、日本共産党議員団は、赤字解消のための値上げの必要性はあるが、市民の暮らしを見ますと、住民税や介護保険料など住民負担がふえる中で市民生活が大変になっている。そういう中で、公共料金である水道料金の値上げをすべきではないと反対をいたしました。

今回、それに伴う補正予算でありますので、反対をいたします。

○副議長（小沢照子君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第79号を採決いたします。

議案第79号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・請願第2号（討論・採決）

○副議長（小沢照子君）

次に、日程第22・請願第2号：子どもの医療費無料化を中学校卒業まで拡大することを求める請願についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

請願第2号：子どもの医療費無料化を中学校卒業まで拡大することを求める請願についての賛成討論を行います。

この請願については、7,210筆の署名がありました。中学校卒業までの通院も含めて拡大し

ていただきたいと、署名をされた若い人たちは望んでおります。

愛知県が通院を就学前まで、入院を中学卒業まで拡大することで、県下の市町村が先を競うように、通院を中学校卒業までの拡大をする市町村が、弥富市を初め17市町村に拡大をいたしました。今、医療費法の改正で医療費負担も大きくなり、二、三人の子供を病院に連れて診察に行きますと、1万円以上も持っていかなければ診察は受けられません。格差社会の中、若い人たちの貧困も広がっています。親にとって、子供の病気ほどせつないものはありません。せめてお金の心配をしなくても病院に行くことができたらと、子育て中のお父さんやお母さんが運動し、子供たちの命を守りたいと46年前に沢内村で始まった子供の医療費無料化が、中学校卒業まで拡大されるようになりました。

この制度は、すべての子供に平等に医療費の負担ができる制度でもあります。市長は、子育て支援には力を入れていきたいと、児童館、子育て支援センターの建設、ファミリーサポートセンターの設置など積極的に進められております。子供の健康と命を守ってこそ、市長が進めている子育て支援の制度が生きてくると考えます。市長は、通院中学校卒業までの拡大も、状況に応じ判断して進めていきたいと答弁しました。7,210筆の署名をした父母の皆さんの願いでもある子供の医療費を、通院を中学校卒業まで拡大を進めるためにも、ぜひこの請願の採択をお願いいたします。

国への子供の医療費無料制度を、国の制度として要望するように市長に質問しましたが、要望するつもりはないと答弁されました。市の財政を心配しなくても、子供の医療費無料化を拡大できるというのに、国に対して何も言えないのは信じられません。市の財政がなくても、子供の健康と命を守ることができないというのは悲し過ぎます。

私どものアンケートにも、「弥富市からこちらに引っ越しして後悔ばかりです。子供の医療費、ぜひ弥富市並みにしてほしい」とありました。せめて、日本のどこに住んでも安心して子育てができるようにすることこそ、私たちの役割でもあります。全国のお母さんたちの大きな運動の中、国も医療費改正で子育て支援のために、来年、就学前までを3割から2割に負担軽減しなければならない状況にもなってきました。

あと一步、議会でぜひ意見書を出していただき、国の子供の医療費無料化制度をぜひ創設すべきです。議員の皆さんには、この請願を採択していただき、国に対しても、愛西市議会として意見書の提出をお願いいたします。

以上を申し上げまして、賛成討論といたします。

○副議長（小沢照子君）

他に賛成討論はございませんか。10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

宮本議員も賛成討論を行いました。私は国の方への意見書の提出を中心に、賛成討論を行いたいと思います。

ことしの5月に乳幼児医療費無料化制度を国に求める全国ネットワークの集会がありました。その中では、その署名が全国で100万筆を超え、そして自治体での意見書の採択も全自治体の

43.1%に上ると。また、賛同する国会議員も94人になるなど、国による無料化制度の創設に向けた運動が確実に広がっていることを示しています。

現在、国の方の子供の医療費の無料化制度の拡大に関して言えば、内閣府の2005年の調査の中でも、少子化対策に関する子育て女性の意識調査の中でも、少子化対策で重要であると考えているものの中で経済的支援措置が69.9%と断然トップであり、また特にその中でも医療費の無料化を上げた女性が45.8%に上るといふ、大変大きなものがあります。

そうした中で、政府も2002年から3歳未満児の窓口負担を2割にし、来年度から就学前まで2割負担に軽減するというふうにもなっています。しかし大事なことは、そうした子供の医療費無料制度を広げているところと、またそれをなかなかできないところとの大きな格差が広がっている問題です。先ほどの宮本議員の意見の中にもありましたが、全国どこでも安心して子育てができるように、また子供を医者に見せられるようにしていくことが本当に大事だと思います。

日本小児科学会の中の関連学会の中でも、15歳までの全額給付を要望する要望も出ています。現在、小児科医療は大変大きな問題を抱えています。そうした中でのその解決の一助でもあります。子供の医療費の無料化制度に関しての、先ほどの全国ネットの集会でも、政府、今与党であります自民党・公明党を初め、野党の民主党、共産党、社民党などすべての政党の議員がその集会にも参加し、また賛同者にもなっています。こうした子供の医療費の拡充をするために、今こそ国の制度として実現することが大事になっていますので、こうした点を含みながら、ぜひとも賛成をしていただきたいと思います。以上です。

○副議長（小沢照子君）

次に、反対討論の発言を許します。

7番・岩間泰彦議員、どうぞ。

○7番（岩間泰彦君）

請願第2号：子どもの医療費無料化を中学校卒業まで拡大することを求める請願について、この請願に対し、反対の立場から簡潔に意見を述べたいと思います。

現在、愛西市においては、行財政改革のもと行財政改革が進められているところであり、当市の財政状況につきましては、皆様御承知のとおり大変厳しい状況でございます。こういった厳しい中、乳幼児医療助成の対象を県は3歳まで補助しているわけですが、当市は単独で4歳から6歳まで無料化しているわけで、その上中学校卒業まで拡大することは、経常的な経費負担をさらに強いることになるのではないかと思います。

一方、このような財政状況の中でも、当市におきましては、現在よりさらに財源を持ち出して、通院医療の助成を小学校1年生から3年生まで、単独で対象枠の拡大をする内容の条例の一部改正案を本定例会に提案され、先ほど議決されております。

このような状況から、本請願には反対するものでございます。以上です。

○副議長（小沢照子君）

他に反対討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第2号を採決いたします。

請願第2号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。よって、請願第2号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・陳情第14号（討論・採決）

○副議長（小沢照子君）

次に、日程第23・陳情第14号：介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情についての賛成討論を行います。

昨日、08年度予算の財務省原案が各省庁に内示をされました。一般会計83兆613億円の中身は、社会保障の削減と庶民増税という小泉内閣以来の構造改革路線を継承して、苦しむ国民に背を向ける予算となっています。特に、社会保障関係費を見てみますと、7,500億円の自然増を、診療報酬、薬価改定による削減、政府健保への国庫負担削減で2,200億円圧縮をしています。

後期高齢者医療制度も一部凍結だけで4月実施に踏み切ろうとしています。また、生活保護の母子加算の削減50億円、失業対策費262億円削減、国民年金の月額310円アップ、厚生年金保険料0.354%引き上げが行われます。

一方、大企業、大資産家優遇税制と、軍事費には削減のメスが入っていません。例えば、軍事費については、今大変問題になっているにもかかわらず、在日米軍の思いやり予算は2,083億円と少し削るだけ。そして、次期哨戒機PXの導入に646億円、在日米軍の再編経費に529億円など、相変わらず惜しげもなく投入されています。

このような時期、愛西市には市民の暮らしの防波堤として介護・福祉・医療の一層の充実が求められます。国・県広域連合に、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての意見書を出すことも大変時宜にかなっています。

本陳情の内容を見ますと、住民サービス向上8項目、安心できる介護保障13項目、税制改革に伴う負担増の軽減措置2項目、高齢者医療の充実3項目、子育て支援4項目、国保の改善6項目、生活保護1項目、障害者施策の充実7項目、健診事業4項目と、市に対する合計48項目の要望、そして国に5項目、県に7項目、広域連合に対して17項目の意見書、要望書など、合計65項目の多岐にわたる陳情内容であります。

本陳情団体は、愛知県保険医協会などお医者さんの団体が参加している愛知県の社会保障推

進協議会や、自治体の労働組合、婦人団体などをつくる自治体キャラバン実行委員会で、毎年自治体に対してアンケートや、そしてそのアンケートの結果や陳情結果を冊子にまとめ、愛知県内のすべての自治体と意見交換を行ってきている団体であります。

まとめられた陳情内容は、病院や自治体、各団体が直接接した方々からの要望で、どれも市民の暮らしにとって大変重要かつ切実な要望であり、どれも大賛成であります。

以上、賛成討論といたします。

○副議長（小沢照子君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に反対討論の発言を許します。

11番・鬼頭勝治議員、どうぞ。

○11番（鬼頭勝治君）

陳情第14号：介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、反対の立場から討論に参加をいたします。

国も町も財政が厳しい状況が続いておりまして、小さな政府や分権を求める声が高まっております。福祉制度が、従来の限られた者の保護・救済から、広く市民全体の生活の安定を目指すものへと変わっていく中で、福祉は社会全体で支え合っていかなければなりません。そのためには、自助・互助・公助が相まったことにしていかなければなりません。

陳情書にあるように、公助だけを優先させるのではなく、自助努力もやむを得ないと思いますので、意見書の提出については反対をいたします。

○副議長（小沢照子君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第14号を採決いたします。

陳情第14号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、陳情第14号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・陳情第15号（討論・採決）

○副議長（小沢照子君）

次に、日程第24・陳情第15号：深刻な医師不足打開のための法制定を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

陳情第15号：深刻な医師不足打開のための法制定を求める陳情についての賛成討論を行います。

国の誤った医学部の定員削減により深刻な医師不足に陥っていることは、メディアでも、産科や小児科の医師不足問題など、何度も取り上げられてきています。

陳情が指摘している、県内62病院で医師不足という数字も大変驚きであります。ところが、20年度予算原案を見ても、これだけ地域の医療が崩壊し、深刻な状況になっているのに、診療報酬を4年連続で引き下げるなど、国は有効な手を打とうとしていません。この問題の解決には、医学部の定員を大幅にふやして、医師の勤務条件の大幅な改善の両方が必要であります。

陳情は、医学部定員削減の閣議決定を見直し、医師養成数をふやす。勤務医が働き続けられるよう環境整備と必要な財源措置を講じる。僻地勤務や不足が著しい専門科を積極的に選択できる条件づくり、医療事故への警察介入はやめ、原因究明と再発事故防止を目的とした第三者機関設置や、無過失保障制度の確立など4点を指摘して、そのための医師確保法の制定を求めています。

このような深刻な危機を打開するには、強制力を持った法制定が必要だと思っておりますので、本陳情には賛成であります。

○副議長（小沢照子君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第15号を採決いたします。

陳情第15号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、陳情第15号は採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第25・陳情第16号（討論・採決）

#### ○副議長（小沢照子君）

次に、日程第25・陳情第16号：看護職員確保法の改正を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

陳情第16号・看護職員確保法の改正を求める陳情についての賛成討論を行います。

本陳情は、職場の実態を切実に感じてみえる看護師さんなどの労働組合の陳情であります。私も最近入院を経験しましたが、入院病棟の過酷な勤務実態を見てきました。

陳情は、1992年に看護職員確保法ができ、一定の効果を上げてきたが、なお深刻な看護師不足。その原因は、看護職員の処遇を法的拘束力の弱い基本方針にゆだねていることにあるから。月8日の夜勤の最低規制に強制力を持たせ、そして基本指針を基本計画に改める法改正をしてほしいと指摘をしています。

一刻も早く法改正を進める必要があると思いますので、国に意見書を提出することに賛成であります。

○副議長（小沢照子君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第16号を裁決いたします。

陳情第16号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、陳情第16号は採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・陳情第17号（討論・採決）

○副議長（小沢照子君）

次に、日程第26・陳情第17号：川北町地内の広域農道計画の陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず賛成討論の発言を許します。

22番・黒田国昭議員、どうぞ。

○22番（黒田国昭君）

ただいま提案されました陳情第17号：川北町地内の広域農道計画の陳情について、賛成の立場から討論させていただきます。

旧八開村における広域農道整備計画は、農産物の流通はもちろんであります。愛知県西北部地域、岐阜県西南部地域の人々の重要なかなめである道路であります。岐阜羽島インターから東海大橋を通り、祖父江町地内、川北地内を通過して、立田、佐屋、弥富、飛島を経て国道302号線に接続し、中部国際空港への最短ルートとなっております。朝・夕方には、東海大橋及び馬飼大橋は交通渋滞が生じております。

八開地内における広域農道整備事業につきましては、この事業計画策定時点から、両側歩道

整備で住民の理解を得るとともに、県当局と決定しており、県の協力のもと今まで整備が進められてまいりました。川北地内の海部幹線用水路との接合部から赤目地内の広域農道右折までの区間は、独立行政法人水資源機構が御協力のもと、両側歩道で整備することに決定して事業も進んでおります。なお、用水側は、水資源がパトロールの折には道路管理として使用するが、その他は歩道として利用していただいてよいと聞いております。

現在、JAあいち海部八開支店、八開中学校境から元赤目地内までは両側歩道で整備されています。また、元赤目、赤目地内に入り右折し、県道を横切り、立田境までも両側歩道で、一部を除き完了しております。

そのような状況の中で、今回の陳情の川北地内におきましても、祖父江地内16メートルの両側歩道、市道川北・江西線12メートルの両側歩道で、当初はこの町村境が広域農道の起点でしたが、川北・江西線の早期整備と県予算の関係で、町村境南の交差点が広域農道の起点となりましたが、川北・江西線の整備にあわせて、広域農道の起点から南へ200メートルまでは両側歩道で整備済みであります。これより南、今回の陳情約300メートルの両側歩道設置陳情であり、危険であり、事故防止の観点からこの陳情に賛成するものであります。

以上、よろしく申し上げます。

○副議長（小沢照子君）

他に賛成討論ございませんか。2番・鷺野聡明議員、どうぞ。

○2番（鷺野聡明君）

今、黒田議員から賛成討論がございました。

簡単に、過去の経緯について一端を述べたいと思います。

八開村当時、南北に約70%ほどが海部幹線用水路が走っております。そんな状況の中で、村といたしましても残り約30%ほどを村単独でやっていこうということで、結果的には広域農道全路線両側歩道ということで工事を、用地買収等を進めておるような状況でございます。

そんな中で、特に旧隣接4カ町村、佐織さん、八開、また平和町、祖父江町当時も隣接ブロックでいろいろ協議をした中で、祖父江町地内が立派な道路を八開の方へ完成されまして、長い間着工ができなかったわけですが、やっと両側歩道を八開地内全路線進めようということで、過去は進んできた状況の中でございます。

そんなことで、約70%ほどが佐屋川幹線用水路を片側歩道として利用させていただけるという状況がございましたものですから事業を進めたような状況でございます。また、旧八開境から赤目地内から立田地内の早尾地内の県道までにつきましても、旧立田地内も排水路が南北に走ってございまして、立田地内も赤目から早尾まで、全延長両側歩道で今完成をいたしております。

そんなところで、旧八開から祖父江境から立田の早尾地内までの中で約300メートルが両側歩道が取り残されるということは大変忍びないという状況の中で何とか、もし今回否決されるようなことがございまして、将来ぜひ皆さんの御理解を得て賛成をいただきたいなあということを申し添えまして、賛成の意見とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○副議長（小沢照子君）

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

次に、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第17号を採決いたします。

陳情第17号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、陳情第17号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・陳情第18号（討論・採決）

○副議長（小沢照子君）

次に、日程第27・陳情第18号：「現行保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額」を求める意見書提出の陳情についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

陳情第18号：「現行保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額」を求める意見書提出の陳情に対する賛成討論を行います。

深刻な少子化の中で、子育て支援対策が求められています。愛西市でも、児童館、子育て支援センターの建設などを初めとした子育て支援施策が行われております。

国会で、保育・学童保育・子育て支援施策の拡大と予算の大幅増額を求める請願書が、衆・参で全会派一致で採択をされました。このことは、若い父母の皆さんの願いにこたえるものでございます。

国は、次世代育成支援対策や少子化対策を掲げていますが、公立保育所運営費などの一般財源化を進め、自治体に大きな負担を強いています。国として、子育ての支援対策などの予算を大幅に増額することを求めるものです。

この意見書の提出をぜひお願いして、賛成討論といたします。

○副議長（小沢照子君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に反対討論の発言を許します。

13番・近藤健一議員、どうぞ。

○13番（近藤健一君）

この陳情に反対の立場から申し上げます。

予算を大幅にふやすことについては異論はないが、少子化対策は待ったなしの状態であり、直接契約や最低基準の見直しなど、規制緩和を図ることにより運営上さまざまな工夫が可能になるのではないかと。そうすれば、安い費用で質の高い多様なサービスを受けることの可能性が高くなると思う。

国での議論を見てからでもいいと思うので、この意見書の提出はどうかと思うので、反対いたします。

○副議長（小沢照子君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第18号を採決いたします。

陳情第18号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、陳情第18号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・陳情第19号（討論・採決）

○副議長（小沢照子君）

次に、日程第28・陳情第19号：保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情についての賛成討論を行います。

入れ歯や歯周病の治療管理、そして30年間変わっていない新しい治療法の採択など、保険のきく範囲を拡大して、患者負担をふやすことなく、よりよい歯科医療を求めて国及び政府に意見書を出してほしいとの、歯医者さんの団体であります本陳情団体の陳情には賛成であります。

○副議長（小沢照子君）

他に賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第19号を採決いたします。

陳情第19号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、陳情第19号は採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・陳情第20号（討論・採決）

○副議長（小沢照子君）

次に、日程第29・陳情第20号：原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書の提出についての陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

陳情第20号：原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書の提出についての陳情について、討論を行います。

原爆症の認定については、昨年来の原爆症認定集団訴訟のすべての判決で、現在の認定方針を厳しく批判しております。今回、厚生労働省の原爆症認定のあり方に関する検討会が、被爆者切り捨ての現行基準を維持する報告書を出しました。

日本共産党国会議員団の被爆者問題委員会は、厚生労働省に被爆者行政の抜本的改善を求める申し入れを行っております。今回の厚生労働省の報告書の中でも、残留放射能の影響や、また被曝後の影響などを考慮すべきという点も指摘しております。現行の認定方針を廃止して、放射能の影響が否定できない疾病については認定するなど、被爆者の実態や、また司法の流れを踏まえた新たな方針の策定を求めて、この陳情について賛成の討論といたします。

○副議長（小沢照子君）

他に賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第20号を採決いたします。

陳情第20号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、陳情第20号は採択と決定いたします。

ここでお諮りいたします。

本日配付の日程は終わっておりますが、採択されました陳情に関する意見書案が残されております。日程の追加が必要となるため、議会運営委員会を開催していただき、御協議をいただきたいと思っておりますので暫時休憩をいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩をいたします。

午後 0 時 10 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

#### ○副議長（小沢照子君）

それでは休憩を解き、再開いたします。

ただいま休憩中に意見書案第10号：深刻な医師不足打開のための法制定を求める意見書について、意見書案第11号：看護職員確保法の改正を求める意見書について、意見書案第12号：保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書について、意見書案第13号：原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書についてが提出されましたので、直ちに議会運営委員会が開催されました。その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

#### ○議会運営委員長（柴田義継君）

議会運営委員会の報告をいたします。

休憩中に意見書案が4件提出されましたため、議会運営委員会を開催し、御協議をいただきました結果、お手元に配付の意見書案第10号から意見書案第13号を追加日程として、本日、御審議願うことと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第1・意見書案第10号（提案説明・質疑・討論・採決）

○副議長（小沢照子君）

追加日程第1・意見書案第10号：深刻な医師不足打開のための法制定を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○20番（大宮吉満君）

意見書案第10号、愛西市議会議長・佐藤勇殿。文教福祉委員会委員長・大宮吉満であります。深刻な医師不足打開のための法制定を求める意見書の提出についてであります。

深刻な医師不足打開のための法制定を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

要点を朗読し、説明にかえさせていただきます。

深刻な医師不足打開のための法制定を求める意見書（案）。

国において、医師の養成を大幅にふやし、勤務条件の改善を図るため、医師確保に向けて必

要な法律（仮称）医師確保法を制定し、必要な予算措置をとることを求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成19年12月、愛知県愛西市議会。提出先といたしましては、内閣総理大臣殿、厚生労働大臣殿、文部科学大臣殿、総務大臣殿でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（小沢照子君）

次に意見書案第10号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

ただいま議題となりました意見書案第10号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書案第10号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、意見書案第10号の討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第10号を採決いたします。

意見書案第10号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第10号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎追加日程第2・意見書案第11号（提案説明・質疑・討論・採決）**

**○副議長（小沢照子君）**

次に、追加日程第2・意見書案第11号：看護職員確保法の改正を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○20番（大宮吉満君）**

意見書案第11号、愛西市議会議長・佐藤勇殿。文教福祉委員会委員長・大宮でございます。

看護職員確保法の改正を求める意見書の提出についてであります。

看護職員確保法の改正を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。

これも要点を朗読し、説明にかえさせていただきます。

看護職員確保法の改正を求める意見書（案）であります。

国において、看護職員を大幅に増員するため、夜勤を月8日以内に規制するなど、看護師等の人材確保の促進に関する法律を改正することを求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成19年12月、愛知県愛西市議会。提出先は、内閣総理大臣殿、厚生労働大臣殿、文部科学大臣殿、総務大臣殿でございます。よろしくお願いいたします。

### ○副議長（小沢照子君）

次に、意見書案第11号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

ただいま議題となりました意見書案第11号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書案第11号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、意見書案第11号の討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第11号を採決いたします。

意見書案第11号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第11号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第3・意見書案第12号（提案説明・質疑・討論・採決）

○副議長（小沢照子君）

次に、追加日程第3・意見書案第12号：保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○20番（大宮吉満君）

意見書案第12号、平成19年12月21日、愛西市議会議長・佐藤勇殿。文教福祉委員会委員長・大宮でございます。

保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出についてであります。

保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書を、愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

またこれも要点を朗読し、説明とかえさせていただきます。

保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の案であります。

国及び政府においては、医療費の総枠を拡大し、患者負担を増大させることなく保険でより良い歯科医療を確保するため、次の事項について実現されるよう強く要望するものであります。

記といたしまして、1. 患者の窓口負担を軽減すること。2. 良質な歯科医療ができるよう診療報酬を改善すること。3. 安全で普及している歯科技術を保険がきくようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。平成19年12月、愛知県愛西市議会。提出先は、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、財務大臣殿、厚生労働大臣殿であります。よろしくお願いいたします。

○副議長（小沢照子君）

次に、意見書案第12号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

ただいま議題となりました意見書案第12号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書案第12号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、意見書案第12号の討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第12号を採決いたします。

意見書案第12号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第12号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第4・意見書案第13号（提案説明・質疑・討論・採決）

○副議長（小沢照子君）

次に、追加日程第4・意見書案第13号：原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○20番（大宮吉満君）

意見書案第13号、平成19年12月21日、愛西市議会議長・佐藤勇殿。文教福祉委員会委員長・大宮吉満であります。

原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書の提出について。

原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

これも要点を朗読し、説明とかえさせていただきます。

原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書（案）。

国におかれましては、現行の原爆症認定制度を見直すよう、下記の事項について強く要望するものであります。

記といたしまして、1. 原爆症認定制度を被害の実態に即した認定基準に抜本的に改めること。2. 原爆被害が、熱線、爆風、放射線による広範囲かつ長期に及ぶ複合的被害であり、医学的にも未解明の被害であることを踏まえた認定行政に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成19年12月、愛知県愛西市議会。提出先といたしましては、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、総務大臣殿、厚生労働大臣殿であります。よろしく願いいたします。

○副議長（小沢照子君）

次に、意見書案第13号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

ただいま議題となりました意見書案第13号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書案第13号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、意見書案第13号の討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第13号を採決いたします。

意見書案第13号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員でございます。よって、意見書案第13号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（小沢照子君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（八木忠男君）

一言お礼を申し上げます。

長きにわたる12月定例会、多くの案件をお願い申し上げました。それぞれ御決定をいただきましてありがとうございました。御指摘いただきました内容につきましては、十二分に留意をして事務・事業を進めてまいりたいと思っております。

開会の折にもごあいさつを申し上げましたが、ことしも本当に大きな災害がなくて今日を迎えられていることに対し、本当にありがたく思っているところであります。

ことしは3月に行政改革の中の集中改革プラン、あるいは9月の総合計画の基本構想などをお示ししながら、もう来年度は具体的にそんな内容についても前進をしていかなくてはいけないと思っております。国の国政の流れ、あるいは情報も十分とらえながら施策に反映をさせてまいりたいと思っております。

御答弁でも申し上げましたが、新年度の予算の考え方も、入るを図り出るを見直すという基本的な考え方で進めてまいりたいと思っております。

最後になりましたけれども、時節柄といいますか、今議会では佐藤議長さん、あるいは八木一議員さんなど、体のぐあいを悪くされた議員さんもお見えであります。寒さはこれから一層

厳しくなります。どうか御自愛をいただきまして、それぞれのお立場でまた御活躍をお祈り申し上げます、そして少し早いかもしれませんが、よいお年をお迎えいただきますように御祈念申し上げます、お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（小沢照子君）

これにて平成19年12月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午後 1 時47分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

愛西市議会
議長

佐藤 勇

愛西市議会
副議長

小沢 照子

会議録署名議員
第19番議員

大島 功

会議録署名議員
第20番議員

大宮 吉満